

会議結果報告

- 1 会議の名称
第2回光市中学校部活動改革推進協議会文化芸術活動推進部会
- 2 開催日時
令和6年7月25日（木）10時00分～11時05分
- 3 開催場所
教育委員会2階会議室
- 4 出席人数
委員6名、事務局4名、傍聴者1名、報道関係者1社
- 5 公開・一部非公開の別
公開
- 6 会議の議事録（要旨）
 - (1) 開会
 - (2) 委嘱状交付
 - (3) 議事
 - ア 所管説明 進捗状況及びアンケート結果について
配布資料に沿って説明

【委員】

文化芸術活動の受け皿に対する最近の折衝状況と受け皿の課題を伺いたい。

【事務局】

文化芸術活動団体で折衝中の団体はないが、その他公認団体で和太鼓の団体やコンピューターのプログラミングを教える団体などと折衝中である。文化芸術活動団体特有の課題は、傷害保険等の加入に抵抗感があること。

イ 協議事項 吹奏楽の地域移行に向けて

地域移行に向けた方向性（手法等）について協議するため、吹奏楽検討部会を設置することについて承認された。

【委員】

合同バンドによる方式（拠点校方式）について、指導者はどうなるのか。

【事務局】

拠点校方式は学校部活動が前提であり、生徒が拠点校に集まって活動するため、指導者は概ねその拠点校の先生となることが想定される。

【委員】

令和8年度で部活動は終了するが、拠点校方式として実施する場合について部活動は存続するのか。

【事務局】

拠点校方式はすぐに部活動の地域移行が難しい場合の手法であり、例えば、令和7年度にこの拠点校方式を実施し、徐々に地域に移行するような手法も考えられる。

【委員】

当団としては、団員は仕事を持っており平日の指導は難しい。土日の楽器の指導は

対応可能であるが、音楽を作ることはかなり難しいと考えている。

【事務局】

吹奏楽団の実情を十分勘案し、この吹奏楽検討部会において、学校と楽団を上手く擦り合わせて、良い方向に進めていきたい。また、本市の地域移行の基本的な考え方では、既存団体に中学生が参加することが基本となっているが、団体の方に指導者を1人をお願いするのは相当ハードルが高い。指導しても良いとの思いのある方々でグループを作って指導できるような形が模索できればより良いと思っている。そこに指導に関わりたい教職員も関わる手法についても、この吹奏楽検討部会で検討していきたい。

【委員】

管弦楽も同じタイミングで進めていくのか。

【事務局】

管弦楽の中でも弦楽器を指導できる方が今のところ光文化協会の中におらず、事務局にも情報がないため地域移行は進んでいない。仮に指導ができる方がいらっしゃれば、同様の検討会を設置して進めていく必要がある。

【委員】

平日は学校で活動し土日のみ市民吹奏楽団での活動であれば、平日に学校で練習するときは先生が見守る形で着地するのが最も良いと思われるが先生はいかがか。

【委員】

令和7年度は部活動が存続しているためそのやり方は可能ではあると考える。しかしながら、担当の先生方がそのように動いてくれるのかということは先生方に確認する必要がある。

【委員】

地域移行がどうなっているのかどのような活動団体があるのか情報が無い。中学生にこれらの活動団体に入ってほしいのか目指すところが見えない。子どもはやりたいが、平日の送り迎えや、活動の場所のことも分からない。光市はほとんど公共交通機関がないため、この辺りが早く決定すると良い。指導者資格についてはハードルが高いし、どのような資格がいるのか分からない。吹奏楽コンクールに参加する場合に、指導者の資格が必要になるのか。

【事務局】

光市の地域移行に係る進捗状況や地域クラブ活動団体の内容については、毎年、中学校の入学説明会で説明している。また、今年3月に地域移行に関するリーフレットを作成して全児童生徒に配布しており、すべての保護者の方には届いていると承知している。地域移行の目指すところについて、光市の基本的な考え方の中に目指す姿を示している。現状、学校部活動の加入は任意であり、自分がやりたいことをやれる時間を設けていく動きはあるが、学校部活動が果たしてきた役割は継承しつつ地域クラブでは多様な活動の機会を用意していくことを考えている。平日の生徒の移動手段については、現在検討段階である。公認指導者資格については、地域クラブ活動団体が光市教育委員会に登録するための要件として、スポーツ活動団体は代表者等が公認指導者資格を有していることと定めており、例えば、公益財団法人など公益法人が認められた資格であれば良い。ただし、中体連の大会に参加する場合は、競技ごとに規定があ

るため、それに従うこととなる。なお、文化芸術活動に関しては資格の要件はない。吹奏楽コンクールの参加については、指導者に対する資格要件はない。また、地域クラブ活動団体でもコンクールに参加できるように昨年度から規定が改定された。

ウ その他 光市公認指導者資格取得経費補助金について

【委員】

吹奏楽の指導者資格を取得する費用はいくらで、研修会場はどこか。また、光市の文化芸術活動団体の登録にあたり指導者資格は要件にないが、教育委員会が示す指導者研修会等を受講することが登録要件ということで良いか。

【事務局】

日本吹奏楽指導者協会の指導者資格の取得については、令和5年度は名古屋の音楽大学で実施され、コースによって受ける研修が異なるため費用もそれぞれ違う。光市の文化芸術活動団体の登録要件についてはお見込みのとおり。

【委員】

この補助金は市外の方は対象外という理解で良いか。指導者が市内にいない場合、光市で活動する市外の方に対して補助すれば指導者も増えると思われるがいかがか。

【事務局】

現状の規定では光市民に対するものになる。ただし、委員が指摘することも考えられるため、今後検討が必要になると承知している。

(4) 閉会